

# 小樽市簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 小樽市

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月 (令和 5 年 月 見直し)

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 令和 10 年度

## 1. 事業概要

●事業の目的: 当市の簡易水道事業は、銭函4丁目及び5丁目の石狩湾新港地区に立地する企業に対する給水を行うことを目的とする。

### (1) 事業の現況

#### ① 給 水

供用開始年月日	平成 2 年 1 月 1 日	計 画 給 水 人 口	120	人
法 適 ( 全 部 ・ 財 務 ) ・ 非 適 の 区 分	地方公営企業法の一部(財務等) を適用	現 在 給 水 人 口	12	人
		有 収 水 量 密 度	0.49	千m <sup>3</sup> /ha

#### ② 施 設

水 源	石狩西部広域水道企業団からの受水			
施 設 数	浄水場設置数	1	管 路 延 長	29.8
	配水池設置数	1		
施 設 能 力	1,580	m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	60.0 %

#### ③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	<p>【料金体系】 別紙1のとおり</p> <p>【考え方】 現行の料金体系は地方公営企業法適用前の平成25年4月1日改定のものであり、簡易水道事業特別会計の収支均衡を図ることを目標に設定したものである。 それまで暫定水源である地下水を利用している企業が全て簡易水道に切り替えることを前提として有収水量を見込み、収支均衡が図られる水準での単価を設定し料金改定を行ったもの。</p>
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 25 年 4 月 1 日

#### ④ 組 織

【政策に関する事務】

・産業港湾部・・・主幹1名(北海道・石狩西部広域水道企業団との調整)

【財務・施設管理・調定収納に関する事務】

・主幹1名(委任事務統括)

・総務課・・・主査1名・会計年度任用職員1名(財務)

・水道事業課・浄水センター・・・主査2名(施設の計画・維持管理)

・業務課・・・主査1名(調定収納)

※専任は、会計年度任用職員1名のみ。

※平成29年4月1日から市長が公営企業管理者に事務を委任し、水道局で行っている。

### (2) これまでの主な経営健全化の取組

<収入>

・収入増加を図るため、企業誘致を行い簡易水道の利用促進に努めている。

<支出>

・配水ポンプ所等の日常維持管理やメーターの検針業務など、民間委託可能な業務については従前から民間企業への委託をしている。

・平成25年度から、石狩西部広域水道企業団からの受水を開始し、それに伴い、浄水場の運転を休止することにより、浄水場に係る維持管理費を圧縮している。

・令和2年度の配水ポンプの更新時に、当面の給水量を賄えるポンプ能力にスペックダウンし、これに併せて電気設備を高圧設備から低圧設備に見直した結果、動力費が低減した。

・平成30年度に遠方監視装置の通信方法を見直し、通信運搬費が低減した。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和3年度決算に係る「経営比較分析表」を添付

## 2. 将来の事業環境

### (1) 水需要の予測及び (2) 料金収入の見通し

給水量、有収水量及び料金収入の予測及び実績を下記に示す。

#### ・給水量

年度(平成・令和)	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
給水量(m <sup>3</sup> )	261,616	282,198	283,599	279,155	321,179	346,118	342,081	347,450	352,321	356,693	360,567	363,940

#### ・有収水量

年度(平成・令和)	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
有収水量(m <sup>3</sup> )	154,386	164,354	170,287	158,265	162,368	177,719	175,646	178,403	180,904	183,149	185,138	186,870

#### ・料金収入(税抜き)

年度(平成・令和)	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
料金収入(千円)	60,049	63,803	65,531	61,545	63,893	71,107	67,816	68,896	69,875	70,755	71,533	72,212

※各数値は、令和4年度までは実績とし、令和5年度以降は予測値としている。

参考 給水人口及び給水業者数の実績を下記に示す。

#### ・給水人口

年度(平成・令和)	29	30	元	2	3	4
実績(人)	1	1	0	1	4	12

#### ・給水業者数

年度(平成・令和)	29	30	元	2	3	4
実績(社)	50	49	50	55	61	64

※工事などで使用する臨時給水は除く。

### (3) 施設の見通し

#### 【管渠】

・配水管(28.6km)・・・平成元年度～平成26年度に布設されたもの(受贈した配水管を含む)であり、法定耐用年数(40年)を経過した管はない。

・消火栓(195基)・・・平成元年度～平成8年度に布設されたものであり、法定耐用年数(30年)を経過した消火栓については計画的に更新を行う。

・導水管(1.2km)・・・全て平成6年度に布設されたものであり、法定耐用年数(40年)を経過した管はない。

#### 【配水池】

・構築物(2池)・・・平成4年度～平成8年度に設置したものであり、法定耐用年数(40年)を経過していない。

・機械等(各種)・・・平成4年度～平成8年度に設置したものであり、法定耐用年数(10年～20年)を経過した設備については計画的に更新を実施している。

#### 【配水ポンプ所】

・建物・構築物・・・平成7年度に設置したものであり、法定耐用年数(38年～60年)を経過した施設はない。

・機械・電気設備・・・平成7年度に設置したものであり、法定耐用年数(10年～20年)を経過した設備で更新が行われていない設備については、計画的に更新を実施している。

#### 【浄水場】

・浄水場については、平成25年4月1日以降、石狩西部広域水道企業団からの受水開始に併せて休止している。当面は、バックアップ施設としての役割を果たすため、最低限度の維持補修を行っている。

### (4) 組織の見通し

平成29年4月1日の地方公営企業法の適用に併せて、これより前に、会計管理者が行っていた収納事務及び財政部で行っていた予算・決算に係る財務関係事務について、市長から公営企業管理者への事務委任により水道局で一括して事務を行うこととした。当面はこの組織体制を維持する。

## 3. 経営の基本方針

●銭函4丁目・5丁目の石狩湾新港地区で経済活動を営む企業に対する給水を行う水道事業者として、次の三つを経営の基本方針とします。

- ①安全な水を安定的に提供し、円滑な経済活動を継続させるため、施設の更新及び維持管理を適切に行います。
- ②立地企業等の簡易水道の利用促進を図るため、料金体系の適正化に努めます。
- ③維持管理費及び企業債発行額の圧縮により、財務基盤の強化に努めます。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	既存施設・設備の更新にあたり、アセットマネジメントに基づく投資額の算定及び投資計画とリンクした適切な維持管理による長寿命化を図ることで、投資額の縮減及び平準化を図る。 また、水需要の予測に基づき、将来の施設規模の検討を行い、スペックダウンによる投資額の縮減に努める。
-----	--

●アセットマネジメントに基づく更新費用の将来推計は別紙2のとおり。  
**【将来推計の前提条件】**  
 ・バックアップ施設である浄水場については、将来施設のあり方に関する検討を行うこととし、現段階では更新費用は見込まない。  
 ・建物、配水管、配水池、その他の構築物、消火栓については、法定耐用年数の1.5倍を更新時期として推計  
 ・機械・電気については、法定耐用年数の1.2倍～1.5倍を更新時期として推計。ただし、本計画期間については、積み上げ方式により必要となる更新費用を推計  
 ・令和2年度(グラフ①の期間)のポンプ設備更新時にスペックダウンを実施したことにより、次の更新時期(グラフ②の期間)のポンプ設備及びそれに付随する電気設備の更新費用を縮減して推計  
 ・価格については、過去の工事費用にデフレーターを乗じることにより令和5年度現在の価格に換算し、令和6年度以降の物価変動は見込まない。  
**【今後の検討課題】**  
 ・令和15年度～令和19年度(グラフ③の期間)に更新時期を迎える消火栓については、平成元年度～平成8年度に整備したものであり、グラフ④の期間の配水管と更新時期を合わせるため定期的な機能調査及び修繕により長寿命化を図る。  
 ・令和31年度～令和37年度(グラフ④の期間)に更新時期を迎える配水管については、平成元年度～平成8年度に整備したものであり、布設後60年(法定耐用年数40年×1.5倍)で推計したグラフのピークを平準化するため、布設後50年～70年での更新が可能かどうかの検討を行う。

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	収支計画では料金収入を有収水量と供給単価を基に推計したが、今後、地下水を利用する企業が簡易水道に切り替えられるよう料金体系の見直しについて検討を行い、料金収入の増加に努める。 また、企業誘致を進める関係機関と連携を強化し、立地企業の増加による簡易水道の利用促進に努める。
-----	--

●更新費用の財源について  
 更新費用の財源は、企業債の借入を見込む。  
 ●料金収入について  
 簡易水道事業における給水は銭函4丁目及び5丁目に立地する工場等を対象としており、収益は企業立地の進捗に左右される。令和5年度予算において66社に対する給水を見込んでおり、企業の進出は近年増加傾向にあるが、今後の動向が不透明であることから当面はこのままの企業数で推移するものと推計した。なお、工事現場などで使用される臨時用水に係る料金収入は計画では見込んでいない。

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収支計画のうち投資以外の経費については、下記の考え方により計上した。  
 ●委託料・・・施設の日常管理業務・メーターの検針業務等については、既に民間委託により実施しており、これ以上の委託は難しいため、令和5年度予算計上額を据え置いた。  
 ●修繕費・・・アセットマネジメントに基づく投資計画に対応した維持補修を実施し、長寿命化を図るために必要な経費のほか、機械・電気設備等の突発的な故障に必要な修繕費を見込んだ。  
 ●動力費・・・原油価格の変動など予測困難な要素があるため、令和6年度以降は令和5年現在の燃料調整単価が上昇することを見込み令和6年度推計額を据え置いた。  
 ●職員給与費・・・簡易水道事業会計で支弁する職員給与費は、専任の会計年度任用職員1名分であり、当面はこれを維持することとし令和5年度予算計上額を据え置いた。  
 ●受水費・・・水量は計画基本水量を用いた。単価は、現行の税抜111円を用いて計上した。  
 ●減価償却費・・・過去の建設改良費及び今後の建設改良費に基づき計上した。  
 ●支払利息・・・既発債のほか、今後の建設改良費の財源として発行予定の企業債の支払利息を計上した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	浄水場については、将来的に廃止に向けた検討を行う。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	配水ポンプ所におけるポンプ設備の更新(令和2年度)に当たっては、水需要予測を考慮したスペックダウンを検討する。(実施済)
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	アセットマネジメントに基づく更新費用の推計により、適切な維持管理による長寿命化を基本とし、更新費用の平準化を図る。

② 財源について検討状況等

料 金	地下水を利用する企業が簡易水道に切り替えられるよう、料金体系の見直しについて、令和6年度以降も引き続き検討する。
-----	--

③ 投資以外の経費についての検討状況等

修 繕 費	アセットマネジメントに基づく投資計画に対応した長寿命化を図るため、必要となる適切な修繕費を推計する。
動 力 費	ポンプ設備のスペックダウン(令和2年度)による電気料金の圧縮に努める。(実施済)
そ の 他 の 取 組	監視設備の更新(平成29年度)に併せ通信方式の変更等を検討することにより、通信運搬費の縮減に努める。(実施済)

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5年ごとの計画見直しを基本とする。</li> <li>●料金体系の見直しや、新たな企業の立地により収入の見通しが大幅に変化する場合は、随時計画を見直す。</li> <li>●石狩西部広域水道企業団における料金改定により、受水費に変更が生じる場合は、随時計画を見直す。</li> <li>●毎年度事後検証を行い、計画と大幅な乖離が生じた際、その乖離の原因が将来に影響を及ぼす事象である場合は、計画を見直す。</li> </ul>
-------------------------	---

投資・財政計画  
(収支計画)

区 分		実 績						計 画					
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	60,069	63,816	65,647	61,672	65,951	71,459	69,694	70,774	71,753	72,633	73,411	74,090
	(1) 料 金 収 入	60,049	63,803	65,531	61,545	63,893	71,107	67,816	68,896	69,875	70,755	71,533	72,212
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					1,580		1,818	1,818	1,818	1,818	1,818	1,818
	(3) そ の 他	20	13	116	127	478	352	60	60	60	60	60	60
	2. 営 業 外 収 益	57,796	62,616	62,071	50,672	53,154	46,648	73,750	67,434	63,183	50,309	47,812	44,556
	(1) 補 助 金	57,733	62,000	62,000	50,600	51,896	46,166	73,631	67,315	63,064	50,190	47,693	44,437
	他 会 計 補 助 金	57,733	62,000	62,000	49,833	51,548	45,086	72,913	63,493	63,064	50,190	47,693	44,437
	そ の 他 補 助 金				767	348	1,080	718	3,822				
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入												
	(3) そ の 他	63	616	71	72	1,258	482	119	119	119	119	119	119
収 入 計 (C)	117,865	126,432	127,718	112,344	119,105	118,107	143,444	138,208	134,936	122,942	121,223	118,646	
収 支 的 支 出	1. 営 業 費 用	106,707	111,566	112,856	121,942	133,225	121,445	143,239	139,946	139,658	144,865	146,701	147,277
	(1) 職 員 給 与 費	1,811	1,802	1,768	1,858	2,028	2,119	2,339	2,339	2,339	2,339	2,339	2,339
	基 本 給 付 費												
	退 職 給 付 費												
	そ の 他	1,811	1,802	1,768	1,858	2,028	2,119	2,339	2,339	2,339	2,339	2,339	2,339
	(2) 経 費	70,236	75,080	76,128	85,987	94,036	82,017	103,259	100,464	100,113	105,338	107,651	108,466
	動 力 費	3,655	3,927	4,204	3,344	1,614	2,003	1,918	2,399	2,399	2,399	2,399	2,399
	修 繕 費	502	365	41			461	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
	材 料 費												
	そ の 他	66,079	70,788	71,883	82,643	92,422	79,553	99,141	95,865	95,514	100,739	103,052	103,867
(3) 減 価 却 費	34,660	34,684	34,960	34,097	37,161	37,309	37,641	37,143	37,206	37,188	36,711	36,472	
2. 営 業 外 費 用	18,560	16,209	13,540	9,512	7,146	5,137	7,193	5,856	4,709	3,869	3,886	3,962	
(1) 支 払 利 息	18,560	15,618	12,532	9,512	7,146	5,137	3,515	2,178	1,031	191	208	284	
(2) そ の 他		591	1,008				3,678	3,678	3,678	3,678	3,678	3,678	
支 出 計 (D)	125,267	127,775	126,396	131,454	140,371	126,582	150,432	145,802	144,367	148,734	150,587	151,239	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	△ 7,402	△ 1,343	1,322	△ 19,110	△ 21,266	△ 8,475	△ 6,988	△ 7,594	△ 9,431	△ 25,792	△ 29,364	△ 32,593	
特 別 利 益 (F)													
特 別 損 失 (G)			40		7				91				
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 40		△ 7				△ 91				
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	△ 7,402	△ 1,343	1,282	△ 19,110	△ 21,273	△ 8,475	△ 7,079	△ 7,594	△ 9,431	△ 25,792	△ 29,364	△ 32,593	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 7,402	△ 8,745	△ 7,463	△ 26,573	△ 47,846	△ 56,321	△ 63,400	△ 70,994	△ 80,425	△ 106,217	△ 135,581	△ 168,174	
流 動 資 産 (J)	26,778	18,862	20,171	28,737	22,286	22,267	22,644	23,869	25,095	26,276	26,989	26,889	
う ち 未 収 金	7,066	9,245	11,963	17,162	12,276	7,850	7,850	7,850	7,850	7,850	7,850	7,850	
流 動 負 債 (K)	95,567	91,578	83,854	90,363	76,520	81,545	82,147	79,575	53,088	47,140	46,774	48,368	
う ち 建 設 改 良 費 分	69,403	73,202	64,488	62,331	55,083	60,238	59,503	55,706	27,993	20,864	19,785	21,479	
う ち 一 時 借 入 金													
う ち 未 払 金	17,864	18,376	19,366	19,725	21,437	21,307	22,644	23,869	25,095	26,276	26,989	26,889	
累 積 欠 損 金 比 率 ( $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ )	△ 12.32	△ 13.70	△ 11.37	△ 43.09	△ 74.33	△ 78.82	△ 93.41	△ 102.96	△ 115.00	△ 149.99	△ 189.38	△ 232.70	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)	△ 614	△ 486	△ 805	△ 705	△ 849	△ 960							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	60,069	63,816	65,647	61,672	64,371	71,459	67,876	68,956	69,935	70,815	71,593	72,272	
地 方 財 政 法 により 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)	△ 614	△ 486	△ 805	△ 705	△ 849	△ 960							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 業 務 の 規 模 (P)	60,069	63,816	65,647	61,672	64,371	71,459	67,876	68,956	69,935	70,815	71,593	72,272	
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1	△ 1							

投資・財政計画  
(収支計画)

年 度 区 分		実 績					計 画						
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
資本的 収入	1. 企業債		7,200	11,000	104,200	35,700			2,700		18,500	13,200	36,400
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金	33,030	34,702	36,601	30,562	29,225	26,665	29,241	30,089	28,189	14,334	11,743	11,207
	3. 他会計補助金				5,757	13,543	15,392	30,842	12,430				
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金				11,513	27,085	30,785	61,684	24,860				
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他												
計 (A)	33,030	41,902	47,601	152,032	105,553	72,842	121,767	70,079	28,189	32,834	24,943	47,607	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)													
純計 (A)-(B) (C)	33,030	41,902	47,601	152,032	105,553	72,842	121,767	70,079	28,189	32,834	24,943	47,607	
資本的 支出	1. 建設改良費	559	7,423	11,362	104,350	36,613	436	638	3,300	300	18,900	13,300	36,900
	うち職員給与費												
	2. 企業債償還金	66,059	69,403	73,202	64,488	62,331	55,083	60,238	59,503	55,706	27,993	20,864	19,785
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
5. その他				17,270	40,628	46,177	92,526	37,290					
計 (D)	66,618	76,826	84,564	186,108	139,572	101,696	153,402	100,093	56,006	46,893	34,164	56,685	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	33,588	34,924	36,963	34,076	34,019	28,854	31,635	30,014	27,817	14,059	9,221	9,078	
補填 財源	1. 損益勘定留保資金	27,430	34,860	36,790	25,294	31,715	29,775	31,577	29,714	27,790	12,341	8,012	5,724
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他	6,772	550	978	9,487	3,153	39	58	300	27	1,718	1,209	3,354
計 (F)	34,202	35,410	37,768	34,781	34,868	29,814	31,635	30,014	27,817	14,059	9,221	9,078	
補填財源不足額 (E)-(F)	△ 614	△ 486	△ 805	△ 705	△ 849	△ 960							
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	450,743	388,540	326,338	366,050	339,419	284,336	224,098	167,295	111,589	102,096	94,432	111,047	

○他会計繰入金

年 度 区 分		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度
収益的 収支分	収益的収支分	57,733	62,000	62,000	49,833	51,548	45,086	72,913	63,493	63,064	50,190	47,693	44,437
	うち基準内繰入金	57,733	60,181	57,626	49,449	51,374	44,531	47,867	42,527	43,115	41,313	38,859	25,444
	うち基準外繰入金		1,819	4,374	384	174	555	25,046	20,966	19,949	8,877	8,834	18,993
資本的 収支分	資本的収支分	33,030	34,702	36,601	36,319	42,768	42,057	60,083	42,519	28,189	14,334	11,743	11,207
	うち基準内繰入金	33,030	34,702	36,601	30,562	29,225	26,665	29,241	29,095	27,193	13,336	10,672	10,133
	うち基準外繰入金				5,757	13,543	15,392	30,842	13,424	996	998	1,071	1,074
合 計	90,763	96,702	98,601	86,152	94,316	87,143	132,996	106,012	91,253	64,524	59,436	55,644	

## ●料金体系

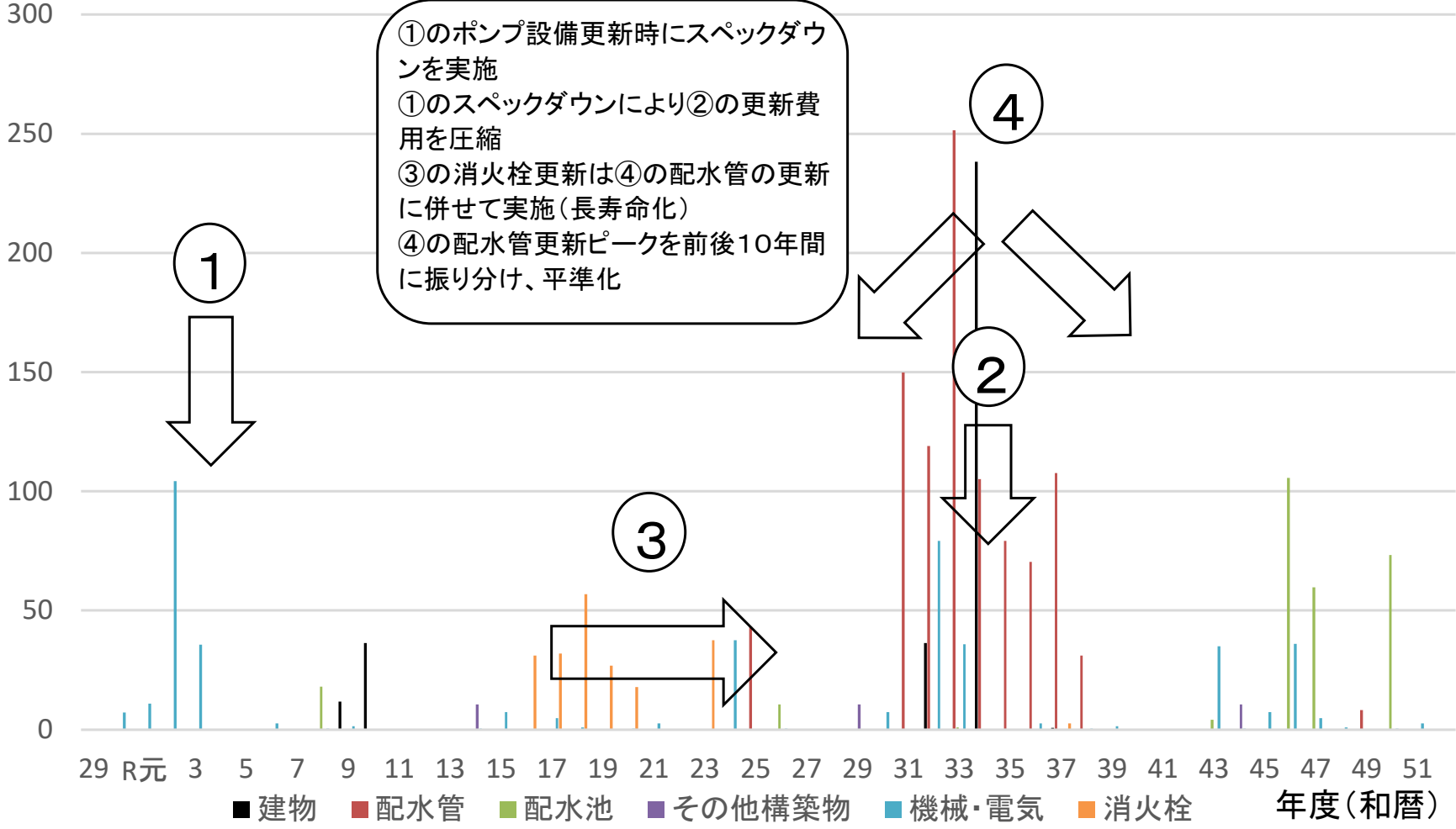
メーターの口径等	基本料金(1月につき)		超過(従量)料金(1月につき)	
	基本水量	金額	従量区分	金額
13mm	7㎡まで	1,400円	(1)7㎡を超え14㎡までの1㎡につき	180円
			(2)14㎡を超える1㎡につき	270円
20mm	7㎡まで	1,850円	(1)7㎡を超え14㎡までの1㎡につき	230円
			(2)14㎡を超える1㎡につき	270円
25mm		3,800円	1㎡につき	310円
40mm		9,500円	1㎡につき	355円
50mm		17,900円		
75mm		29,900円		
100mm		60,000円		
150mm		129,000円		
200mm以上	市長が別に定める			
臨時用		6,000円	1㎡につき	600円

※「臨時用」とは、工事その他の理由で臨時的に使用する場合をいう。

※料金は、上表の基本料金と超過料金又は従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

# 更新費用

単位：百万円





# 経営比較分析表（令和3年度決算）

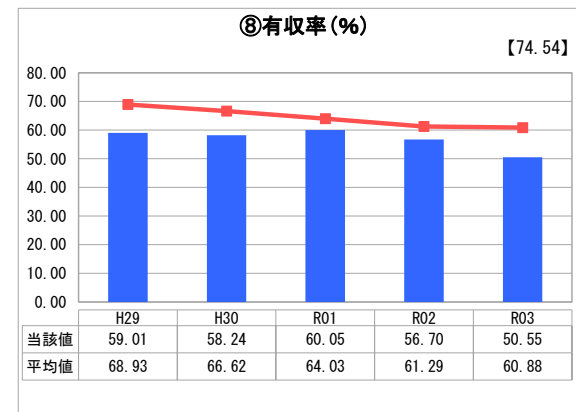
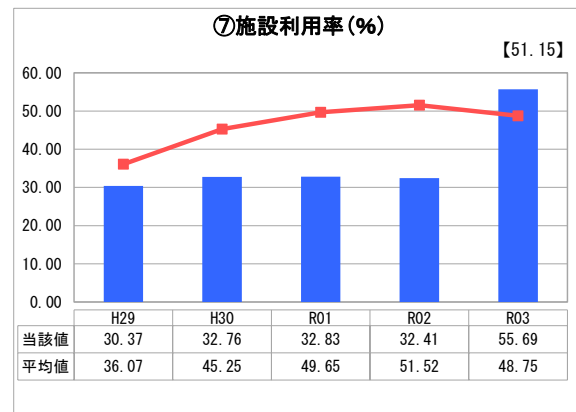
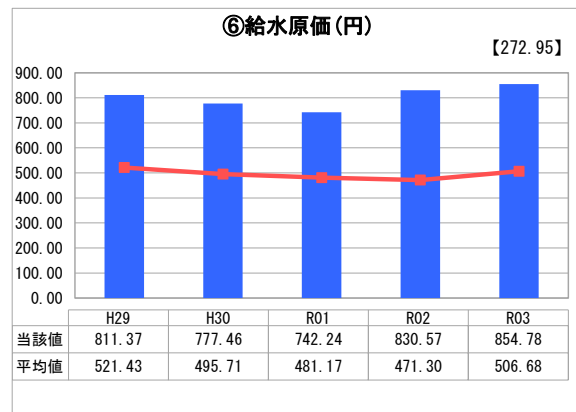
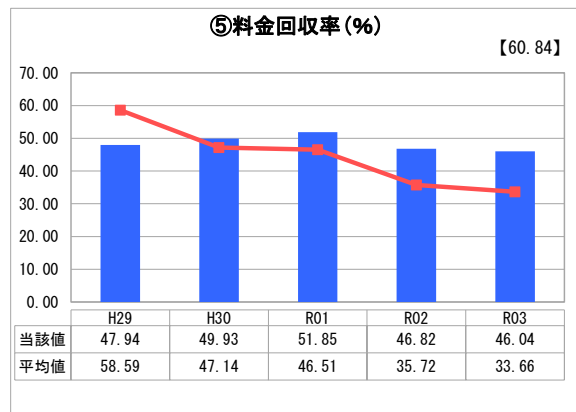
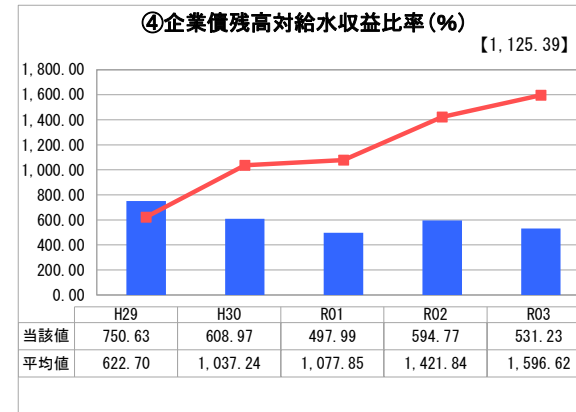
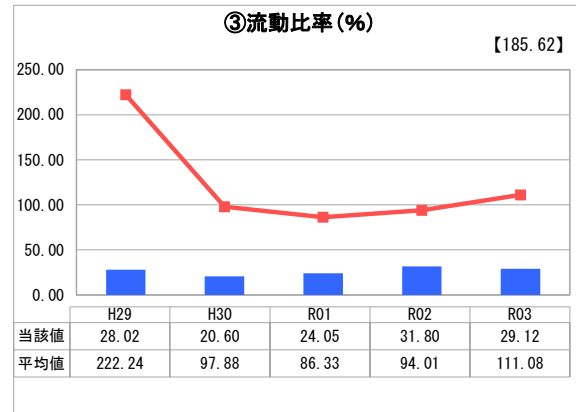
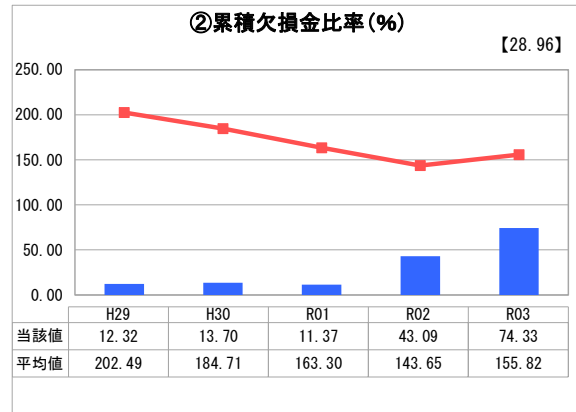
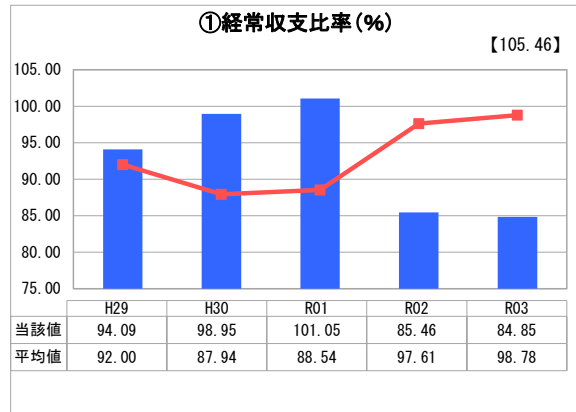
北海道 小樽市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	簡易水道事業	C4	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)	
-	71.11	0.00	4,708	

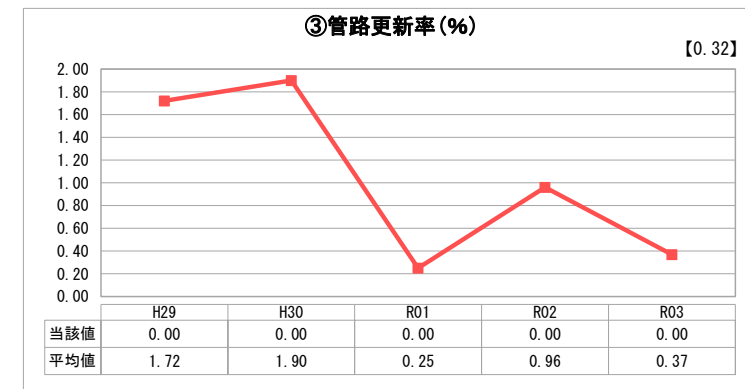
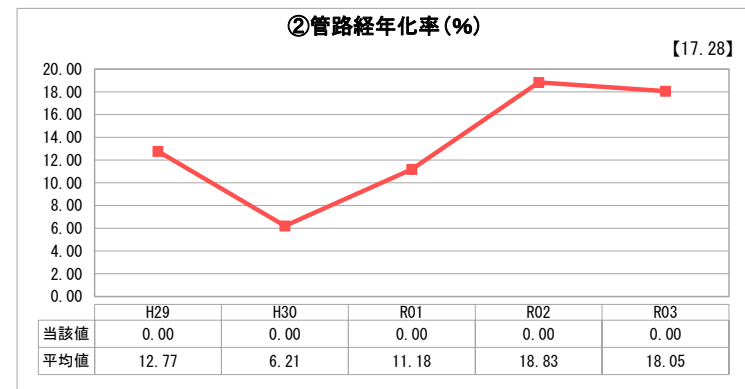
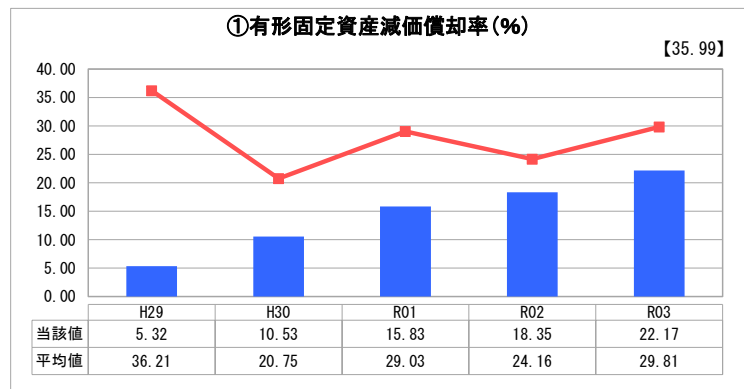
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
110,426	243.83	452.88
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
4	3.66	1.09

グラフ凡例		
■	当該団体値(当該値)	
—	類似団体平均値(平均値)	
【	令和3年度全国平均	

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率・②累積欠損金比率  
 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた前年度と比較して給水収益が増加しましたが、資産減耗費や減価償却費が増加したことによって経常収支は赤字となりました。このことにより、前年度に続いて当年度純損失を計上したことから、累積欠損金が増加しました。  
 今後も、企業誘致を図っていくほか、地下水利用企業に対して簡易水道への切替えを促すなど、給水収益増加に向けた取組を継続する必要があります。  
 ③流動比率・④企業債残高対給水収益比率  
 企業債残高は減少傾向にありますが、平成3年度から平成8年度に発行した企業債の償還が完了していないため、依然として高い水準にあります。このため、流動比率は流動負債に占める企業債の割合が高いため、低い水準にあります。両指標の改善のためには、企業債残高の圧縮を図るとともに、先述の給水収益増加に向けた取組を進める必要があります。  
 ⑤料金回収率・⑥給水原価・⑦施設利用率・⑧有収率  
 給水の全てを石狩西部広域水道企業団からの受水によりまかなっており、受水費を協定に基づく水量により費用計上しているため、給水原価の低減は困難です。このほか、令和3年度は更新工事の実施により、資産減耗費が高額となったため、経常費用が増加したことで、料金回収率も低下しました。  
 また、施設利用率はポンプ設備更新に伴い、ダウンサイジングを実施したため、当該指標は改善しました。有収率については、配水管で滞留する水道水の品質保全のために放水を行っており、放水量が多いため有収率が低い水準となっています。今後は、簡易水道利用企業の増加に向けた取組により、これらの指標の改善に努めます。

### 2. 老朽化の状況について

当市の簡易水道事業は、平成元年度に供用開始した事業であり、施設は比較的新しいものであるため、「老朽化の状況」を示す各指標については、現在のところ良好な数値となっています。  
 しかし、施設整備は平成元年度から平成8年度までの間に集中的に行われてきたため、今後施設の更新時期が集中することが見込まれます。更新投資が特定の年度に集中しないよう、施設の老朽化の状況を把握しながら、更新経費の平準化に努めます。

## 全体総括

当市の簡易水道事業は、給水の全てを石狩西部広域水道企業団からの受水によりまかなっており、受水費を協定に基づく水量により費用計上しています。一方、給水は銭函4丁目・5丁目に立地する工場等を対象としていることから、収益が企業立地の進捗に左右されるほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と比べ、減収が続いており、今後も厳しい経営状況が予想されます。  
 このような状況の下、安全な水を安定的に提供し、円滑な経済活動を継続させるため、施設の更新や維持管理を適切に行うとともに、立地企業等の簡易水道の利用促進を図るため、料金体系を適正化するほか、維持管理費等の圧縮により財政基盤の強化を図ることで安定した事業経営に努めていきます。